

平成16年度の科学技術振興調整費の概算要求方針について

平成15年8月22日
内閣府政策統括官
(科学技術政策担当)

1. 基本的考え方

平成16年度の科学技術振興調整費(以下「調整費」という。)の概算要求については、「科学技術振興調整費の活用に関する基本方針」(平成13年3月22日総合科学技術会議決定)(以下「基本方針」という。)及び「平成16年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」(平成15年6月19日総合科学技術会議決定)(以下「資源配分方針」という。)の趣旨を踏まえ、適切に実施する。

その際、調整費の有する政策誘導効果や各府省の施策の先導的役割の観点から行ったプログラムの中間評価である「科学技術振興調整費の平成13年度に開始したプログラムの中間評価について」(平成15年7月23日総合科学技術会議決定)の結果を踏まえて、プログラムの廃止又は必要な見直しを行う。

平成16年度は、第2期科学技術基本計画の4年度目であり、同計画が掲げる科学技術システム改革等の目標の達成を目指し、また、国民や社会に対し、更に質の高い研究成果を提供していくため、特に以下の事項に重点をおいてプログラムを実施することとする。

1. 国家的・社会的重要な課題への取組

- ・国家的・社会的に重要な政策課題であって、単独の府省では対処が困難であり、政府として速やかに取り組むべき課題(国力の充実、経済の活性化、安心・安全で快適な社会の構築に資する具体的課題)について、国民にわかりやすい達成目標を定めて取り組む。

2. 科学技術システム改革の更なる加速

- ・競争的研究資金制度改革の推進や産学官連携の戦略的な推進、研究機関の組織改革などを加速させ、我が国の科学技術システムの強化を図る。

3. 科学技術関係人材育成の強化・充実

- ・資源配分方針においても重視した人材育成については、従来のカリキュラム設定による人材養成に加え、拠点の育成も視野に入れて取り組む。

2. 平成16年度から新規に実施することが適当なプログラム

(1) プログラムの概要

競争的研究資金配分機関構築支援
重要課題解決型研究等の推進

(2) プログラム設定の考え方

競争的研究資金配分機関構築支援
競争的研究資金に関する独立した配分機関の構築を支援するため、当該配分機関を公募により選定し、プログラムオフィサーの資質向上に資する研修・調査等のための経費を支援する。

重要課題解決型研究等の推進

国力の充実、経済の活性化、安心・安全で快適な社会の構築など国家的・社会的に重要な政策課題であって、単独の府省では対処が困難であり、政府として速やかに取り組むべき課題について、総合科学技術会議が具体的な研究課題及び政策目標を設定し、国内の産学官の研究開発機関・組織全般を対象に公募して、研究開発等（先行調査研究を含む）を推進する。

また、総合科学技術会議が取り組むべき課題について必要な調査を実施する。

3. 平成16年度に継続して実施することが適当なプログラム

15年度に実施したプログラムのうち、以下のものについては、16年度も継続して実施することとし、新規課題等の採択を行う。

- (1) 優れた成果の創出・活用のための科学技術システム改革に係るプログラム
産学官共同研究の効果的な推進
戦略的研究拠点育成

- (2) 将来性が見込まれる分野・領域への戦略的対応等に係るプログラム
新興分野人材養成
緊急研究

- (3) 科学技術活動の国際化の推進に係るプログラム
我が国の国際的リーダーシップの確保

なお、15年度新規課題を募集した「科学技術振興に関する基盤的調査」は15年度のみ公募であり16年度は募集を行わないこととする。また、「若手任期付研究員支援」及び「科学技術政策提言」は廃止することとし、16年度は募集を行わないこととする。さらに、15年度に実施した「先導的研究等の推進」のうち、「緊急研究」は16年度も継続して実施するが、その他は廃止することとし、16年度は募集を行わないこととする。

継続して実施するプログラムについては、以下のとおりプログラムの見直しを行う。

- (1) 優れた成果の創出・活用のための科学技術システム改革に係るプログラム
産学官共同研究の効果的な推進
民間企業の一層の積極的な取組を促す観点から、
 - ア これまで大学・公的研究機関を応募対象としていたが、応募対象を民間企業のみ限定する（経費の支給対象機関は、応募する民間企業と共同して研究を行う大学・公的研究機関）
 - イ 共同研究の実施期間の各年度において民間企業の負担する経費の総額が、調整費により支給対象機関に対して支給する経費の同額以上（全体の経費の2分の1以上）であることを条件とするが、中小企業者の場合は、企業の負担する経費の総額が、調整費により支給対象機関に対して支給する経費の2分の1以上（全体の経費の3分の1以上）であることを条件とする。

戦略的研究拠点育成

- ア 優れた研究成果を生み出し新しい時代を拓く研究開発システムを実現するための研究拠点に加え、国際的に活躍できる優れた人材を生み出す人材養成拠点の創出をも図る。
- イ 総合科学技術会議が改革の方向性を明らかにした上で公募により選定する。
- ウ 研究者の流動化、研究環境の国際化を推進するものを重視する（在外研究者（日本人・外国人を問わない）、任期付の研究者を活用するもの等）。

（２）将来性が見込まれる分野・領域への戦略的対応等に係るプログラム

新興分野人材養成

- ア これまで実施していた、新興の研究分野や産業競争力の強化の観点から人材の養成・拡充が不可欠な研究分野のプロフェッショナルを早期に育成するための人材養成に加え、企業などの研究者・技術者が、最先端の科学技術を習得するための、再教育を受けるシステムの構築に関して支援する。
- イ 「資源配分方針」及び各府省の施策の状況を踏まえ、総合科学技術会議が対象分野及び養成規模の目標を決定する。

（３）科学技術活動の国際化の推進に係るプログラム

我が国の国際的リーダーシップの確保

「政府間合意等に基づく重要課題協力の機動的推進」については、引き続き、各府省から提案された課題の中から選定するが、「我が国の科学技術活動の国際的リーダーシップの確保」については、総合科学技術会議が課題を設定し公募により選定する。

4 経過措置、評価等に係る経費の確保等

これまでに廃止したプログラムについては、順次計画的に経費の縮減を行い、その中で平成16年度も継続する予定の課題の実施に必要な経費については、その確保を図る。

また、実施課題の評価等に必要な経費の確保を図る。

なお、既に採択し実施している課題のうち、平成15年度に中間評価の対象となっているものについては、適切かつ厳正な評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ中止又は研究内容等の見直しを行う。